人材派遣業務委託　仕様書

１．業務名
　人材派遣業務委託

２．業務内容
　別紙個別仕様書による

３．指定資格
(1)　労働者派遣事業の許可を受けていること。

４．契約金額の算定基準
(1)　契約金額は、労働者１人を派遣するに当たっての時間単価（〇〇円／時間）とする。
(2)　時間単価は、この契約を履行するために必要な通勤手当や各種保険料等の一切の経費を含めて算定するものとする。
(3)　労働時間が８時間を超える勤務については、その部分につき 15 分当たり、時間単価の四分の一（25%）増の額（１円未満の端数については切り捨て）を単価とする。
(4)　消費税については、税抜き単価（８時間を超える勤務分については 15 分あたり時間単価の四分の一（25%）増の額）に総合計勤務時間数（15 分単位）を乗じた金額に、税率を乗じて計算する。

５．労務予定時間数
(1)　説明会参加業務
126 時間　(63 人×　１時間×２回)
(2)　期日前投票所業務
① 守口市役所（選挙投票日の 17 日前～投票日前日）
（午前）816 時間　（８人×　６時間×17 日）
（午後）816 時間　（８人×　６時間×17 日）
② イオンモール大日（選挙投票日の 10 日前～８日前）
（午前）138 時間　（８人×5.75 時間×３日）
（午後）138 時間　（８人×5.75 時間×３日）
③ 東部エリアコミュニティーセンター（選挙投票日の前日）
（午前）38 時間　（８人×4.75 時間×１日）
（午後）38 時間　（８人×4.75 時間×１日）
(3)　当日投票所業務
第 27 回参議院議員通常選挙
◆　通常単価　1,008 時間　(126 人×　８時間×１日)
◆　割増単価　567 時間　(126 人×　4.5 時間×１日)
合　計　2,693 時間

上記の予定時間数は、見積金額の算定の基礎となるものであり、実際の業務に際しては、状況に応じて一定の増減が生じる可能性がある。

６．委託料の支払方法
委託料は、正当な請求があった日から起算して 30 日以内に支払う。

個別仕様書（期日前投票事務従事者説明会）

１．業務内容
期日前投票所において事務に従事する予定の派遣労働者へ、業務内容の研修を行う。

２．日時
日時については第27回参議院議員通常選挙投票日の17日前以前の平日①14時～②15時～（①②共に同内容）とし、①及び②それぞれに、全従事予定者の半数ずつを参加させるものとする。研修時間は１時間以内を予定。

３．就業場所
守口市役所１階市民会議室105号室（守口市京阪本通２丁目５番５号）

４．責任者
守口市選挙管理委員会事務局　　局長　　新庄　裕之

５．指揮命令者
守口市選挙管理委員会事務局　　主任　　田中　達也

６．対象者
第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所事務に従事する予定の派遣労働者

７．備考
(1)　説明会に参加できない者が発生した場合は、受託者において、業務に従事する当日までに事前説明を行うこと。
(2)　派遣労働者の体調管理には十分配慮し、当日に発熱（37.5℃以上）等の疑わしい症状がある者が出勤することのないよう指導を徹底すると共に、代替労働者が確保できる体制を講じること。

個別仕様書（期日前投票事務（守口市役所））

１．業務内容
　第27回参議院議員通常選挙における「場内整理」「名簿対照（パソコンを使用）」「宣誓確認」「投票用紙交付」等の投票事務

２．派遣期間
　第27回参議院議員通常選挙投票日の16日前から前日まで　16日間

３．従事時間
　午前８時15分から午後８時15分まで（実働　１人最大６時間）
　※　ただし、開始時間の５分前には、業務の準備ができているものとする。

４．従事者数
　常時８名体制

５．就業場所
　守口市役所１階市民会議室105号室（守口市京阪本通２丁目５番５号）

６．責任者
　守口市選挙管理委員会事務局　　局長　　新庄　裕之

７．指揮命令者
　守口市選挙管理委員会事務局　　主任　　田中　達也

８．備考
⑴　身だしなみとして、華美な服装等は避けること。
⑵　投票者に不快感を与えないよう、言動には十分留意し、私語は厳に慎むこと。
⑶　派遣元は、派遣労働者の中から責任者を指定するものとする。
⑷　欠員が生じた場合には、速やかに代替の派遣労働者を配置できる体制を確保しておくこと。
⑸　全ての派遣労働者は、業務上使用する場合があるため、各自で認印を持参すること。
⑹　派遣労働者の体調管理には十分配慮し、当日に発熱（37.5℃以上）等の疑わしい症状がある者が出勤することのないよう指導を徹底すると共に、代替労働者が確保できる体制を講じること。

個別仕様書（期日前投票事務（イオンモール大日））

１．業務内容
　第27回参議院議員通常選挙に係る期日前投票所における「場内整理」「名簿対照（パソコン）」「宣誓確認」「投票用紙交付」等の投票事務

２．派遣期間
　第27回参議院議員通常選挙投票日の10日前から８日前まで　３日間

３．従事時間
　午前８時45分から午後８時15分まで（実働　１人最大５時間45分）
　※　ただし、開始時間の５分前には、業務の準備ができているものとする。

４．派遣労働者の数
　常時８名体制

５．就業場所
　イオンモール大日　１階サニーコート（守口市大日東町１番18号）

６．責任者
　守口市選挙管理委員会事務局　　局長　　新庄　裕之

７．指揮命令者
　守口市選挙管理委員会事務局　　主任　　田中　達也

８．備考
⑴　身だしなみとして、華美な服装等は避けること。
⑵　投票者に不快感を与えないよう、言動には十分留意し、私語は厳に慎むこと。
⑶　派遣元は、派遣労働者の中から責任者を指定するものとする。
⑷　欠員が生じた場合には、速やかに代替の派遣労働者を配置できる体制を確保しておくこと。
⑸　全ての派遣労働者は、業務上使用する場合があるため、各自で認印を持参すること。
⑹　派遣労働者の体調管理には十分配慮し、当日に発熱（37.5℃以上）等の疑わしい症状がある者が出勤することのないよう指導を徹底すると共に、代替労働者が確保できる体制を講じること。

個別仕様書（期日前投票事務（東部エリアコミュニティセンター））

１．業務内容
　第27回参議院議員通常選挙に係る期日前投票所における「場内整理」「名簿対照（パソコン）」「宣誓確認」「投票用紙交付」等の投票事務

２．派遣期間
　第27回参議院議員通常選挙投票日の前日

３．従事時間
　午前８時45分から午後６時15分まで（実働　１人最大４時間45分）
　※ただし、開始時間の５分前には、業務の準備ができているものとする。

４．派遣労働者の数
　常時８名体制

５．就業場所
　東部エリアコミュニティセンター（守口市大久保町１丁目南27番６号）

６．責任者
　守口市選挙管理委員会事務局　局長　　新庄　裕之

７．指揮命令者
　守口市選挙管理委員会事務局　主任　　田中　達也

８．備考
⑴　身だしなみとして、華美な服装等は避けること。
⑵　投票者に不快感を与えないよう、言動には十分留意し、私語は厳に慎むこと。
⑶　派遣元は、派遣労働者の中から責任者を指定するものとする。
⑷　欠員が生じた場合には、速やかに代替の派遣労働者を配置できる体制を確保しておくこと。
⑸　全ての派遣労働者は、業務上使用する場合があるため、各自で認印を持参すること。
⑹　派遣労働者の体調管理には十分配慮し、当日に発熱（37.5℃以上）等の疑わしい症状がある者が出勤することのないよう指導を徹底すると共に、代替労働者が確保できる体制を講じること。

個別仕様書（選挙当日投票事務）

１．業務内容
　第27回参議院議員通常選挙に係る市内（33箇所）の投票所における「場内整理」「名簿対照（パソコン）」「投票用紙交付」等の投票事務

２．期日
　第27回参議院議員通常選挙投票日

３．従事時間
　午前６時30分から午後８時15分まで（実働　12時間15分）
　※　ただし開始時間の５分前には、業務の準備ができているものとする。

４．派遣労働者の数
　総数　136名（市内各投票所２～３名及び守口市役所における待機10名）

５．就業場所
　守口市内に点在する33箇所の投票所
　各投票所の所在地については、別紙「投票所別派遣人数一覧表」のとおり

６．責任者
　守口市選挙管理委員会事務局　局長　　新庄　裕之

７．指揮命令者
　守口市選挙管理委員会事務局　主任　　田中　達也

８．備考
(1)　各投票所における派遣労働者の割り振りについては、受託者が調整するものとし、各投票所の派遣労働者の人員一覧表を速やかに提出すること。なお、各投票所に少なくとも一名、今回の選挙期間中にいずれかの期日前投票所で従事した経験のある者を割り振ること。
　また、受託者は、派遣労働者が割り振られた各投票所に当日遅滞なく到着できるよう、特段の配慮（事前に投票所への経路を確認するよう指導・案内すると共に、守口市域又はその近辺在住者や土地勘のある者を選定するなど）を行うこと。
(2)　委託者による昼食及び夕食の支給はないため、派遣労働者自身で準備すること。
(3)　身だしなみとして、華美な服装等は避けること。
(4)　受託者は、投票日の前日までに、全ての派遣労働者に対し当日の出欠確認を行うこと。
(5)　欠員が生じた場合には、速やかに代替の派遣労働者を配置できる体制を確保しておくこと。
(6)　全ての派遣労働者は、業務上使用する場合があるため、各自で認印を持参すること。
(7)　派遣労働者の体調管理には十分配慮し、当日に発熱（37.5℃以上）等の疑わしい症状がある者が　出勤することのないよう指導を徹底すると共に、代替労働者が確保できる体制を講じること。
(8)　従事時間を、午後８時30分としているが、片づけ等が終わる時間が多少前後するため、各投票所　の職務代理者の指示に従うこと。